

破産手続及び換価業務等の状況について（お知らせ）

令和2（2020）年11月24日

債権者 各位

破産者 株式会社サンク
破産管財人 弁護士 塩路 広海

平素は、破産者株式会社サンクの破産手続にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

破産手続及び換価業務等の状況について、下記のとおり、ご報告いたします。

記

1. 破産財団の現状

破産財団の現状は、以下のとおりです。

資産	約 16億8960万円	※1
	(約 6億6960万円増加)	※2
負債	約160億7030万円	※3
(負債の内訳)		※4、5
租税債権	約 1億2780万円	
労働債権	約 650万円	
一般債権	約159億3600万円	

(注)

※1：資産額は現時点における破産財団の残高であり、将来変動する可能性があります。

※2：令和元（2019）年7月23日現在からの増加額です。

※3：劣後的破産債権は除外した金額です。

※4：租税債権及び労働債権は一般債権より優先して配当を受ける債権です。

※5：租税債権その他負債は将来変動する可能性があります。

2. 債権調査

平成31（2019）年3月18日までに届出された破産債権について、同日から同月25日までの債権調査期間に届出債権の調査を行い、破産管財人が認めた金額は確定しています。

届け出した住所等に変更を生じた債権者の方は、破産管財人室（電話番号06-6634-6020。業務時間は土日祝日を除く平日午前10時～午後5時です。）まで、まずはご連絡ください。必要書類等のご案内をさせていただきます。

3. 今後の換価等業務

主として以下の換価等の破産管財業務を継続中です。これら業務が終了するまでになお長期間を要する見込みです。

(1) 租税債権を確定させるための税務上の手続

租税債権の額を確定させるための税務上の手続を行っており、現在も継続中です。法律解釈上の重要な争点が含まれているため、国の対応状況にもよりますが、確定までに今しばらく期間を要する見込みです。

(2) 利益を得た会員に対する利得返還請求

一部の上位取次店に対する報酬返還請求訴訟において、破産会社が行っていたRFID事業が無限連鎖講に準じる金銭配当組織であり、オーナー契約及び取次店契約は公序良俗に反し無効であると認めた判決が言い渡されています。

当該判決を受けて、オーナー契約及び取次店契約に基づき受領した報酬によって利益を得ている会員全員に対して、その返還を請求しております。

回収可能性も勘案しつつ、処理を進めておりますが、複数の訴訟も提起しており、終了までには今しばらく期間を要する見込みです。

4. 配当について

以上のとおり、現時点におきましても、換価業務が継続中であり、また、一般債権に優先して弁済がなされる租税債権の額が確定していないため、一般債権者に対する配当額、配当率、配当予定時期は未定です。

利害関係人が多数で法律関係も複雑な事案のため相当の時間を要しておりますが、破産管財人としては、一般債権への弁済率を少しでも上げられるよう最大限の努力を行っているところです。

債権者の皆様におかれましては、引き続き、破産手続にご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上